

令和 7 年第 4 回野洲市議会定例会提出案件

1 専決処分 1 件

□議第 51 号 専決処分につき承認を求めることについて
(令和 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 3 号))

① 予算額 (8 / 4 専決)

- ・ 補正前予算額 26, 135, 068 千円
- ・ 補正額 55, 954 千円
- ・ 補正後予算額 26, 191, 022 千円

② 補正の概要

【歳入】

- ・ 地方創生臨時交付金の増額 (55,954 千円)

【歳出】

- ・ 定額減税補足給付金の給付対象者の増に伴う定額減税補足給付金 (50,000 千円) 及び事務費 (5,954 千円) の増額

2 決算認定 10 件

- 議第52号 令和 6 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第53号 令和 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第54号 令和 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第55号 令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第56号 令和 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第57号 令和 6 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第58号 令和 6 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第59号 令和 6 年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第60号 令和 6 年度野洲市下水道事業会計決算の認定について
- 議第61号 令和 6 年度野洲市病院事業会計決算の認定について

3 補正予算 6 件

□議第 62 号 令和 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 4 号)

① 予算額

- ・ 補正前予算額 26, 191, 022 千円
- ・ 補正額 882, 046 千円
- ・ 補正後予算額 27, 073, 068 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・減収補填特例交付金（1,080 千円）及び普通交付税（256,502 千円）の決定による増額
- ・地方創生臨時交付金の増額（86,972 千円）
- ・令和 6 年度介護保険事業の決算確定による介護保険事業特別会計からの繰入金の計上（31,602 千円）
- ・水道管路耐震化事業に係る上水道出資債の計上（93,200 千円）

【歳出】

- ・令和 6 年度決算剰余金の 1/2 相当額の財政調整基金（320,000 千円）及び公共施設等整備基金（195,017 千円）への積立て
- ・償却資産の修正申告に伴う市税還付金の増額（56,346 千円）
- ・物価高騰対応に係る子育て世帯経済的支援商品券交付事業費の計上（47,891 千円）
- ・水道管路耐震化事業に係る水道事業会計負担金の計上（93,200 千円）
- ・物価高騰対応に係る農業用燃油等高騰対策緊急支援事業費（14,670 千円）及び水産業燃油高騰対策支援事業費（151 千円）の計上
- ・物価高騰対応に係るエネルギー価格高騰対策事業者補助金の計上（30,000 千円）

③債務負担行為

- ・おうみ自治体クラウド図書館システム再構築事業に係る債務負担行為の追加
（期間：令和 8 年度から令和 13 年度まで 限度額：42,700 千円）

□議第 63 号 令和 7 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4, 4 3 5, 7 5 4 千円
- ・補正額 5 0, 1 2 2 千円
- ・補正後予算額 4, 4 8 5, 8 7 6 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・収支の調整財源として、令和 6 年度繰越金の計上（13,413 千円）
- ・令和 6 年度滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金精算に伴う国民健康保険団体連合会からの返還金の計上（28,148 千円）

【歳出】

- ・子ども・子育て支援金制度導入に伴う保険税算定・収納システム改修に係る委託費の計上（8,140 千円）
- ・令和 6 年度滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金及び特別交付金返還金の計上（30,701 千円）

□議第 64 号 令和 7 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 851,603 千円
- ・補正額 29,994 千円
- ・補正後予算額 881,597 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和 6 年度決算剰余金の計上（23,804 千円）

【歳出】

- ・令和 6 年度出納整理期間中の保険料等収入額相当分の計上（23,172 千円）
- ・子ども・子育て支援金制度導入に伴う後期高齢者医療システム改修費の計上（5,313 千円）

□議第 65 号 令和 7 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,624,307 千円
- ・補正額 129,723 千円
- ・補正後予算額 4,754,030 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和 6 年度地域支援事業費の額の確定に伴う交付金の増額（641 千円）
- ・令和 6 年度決算剰余金の計上（128,952 千円）

【歳出】

- ・令和 6 年度決算剰余金から返還額等を差し引いた額の介護保険給付費準備基金への積立て（69,245 千円）
- ・令和 6 年度介護給付費・地域支援事業費の確定に伴う負担金等の返還金の計上（28,077 千円）

□議第 66 号 令和 7 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 25,796 千円
- ・補正額 2,188 千円
- ・補正後予算額 27,984 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・令和 6 年度決算剰余金の計上（2,188 千円）

【歳出】

- ・決算余剰金を墓地公園整備管理基金へ積立て（2,188千円）

□議第 67 号 令和 7 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）

①予算額

【資本的収入】

- ・現計予算額 1, 2 1 6, 7 9 8 千円
- ・補正予算額 0 千円
- ・補正後予算額 1, 2 1 6, 7 9 8 千円

②補正の概要

【資本的収入】

- ・水道事業債の減額（△93,200千円）、一般会計出資金の計上（93,200千円）

4 条例制定・改廃 3 件

□議第 68 号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、また、国家公務員において仕事と育児、介護の両立支援の拡充が行われることを受け、本市職員においても、より柔軟な働き方を可能とする観点から所要の改正を行う。

- ・第 8 条の 3 時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を、小学校就学前の子に拡大する。（現行は 3 歳未満の子）
- ・第 18 条の 2 妊娠・出産時や育児期の職員への、面談等による仕事と育児の両立支援制度を周知するとともに働き方の意向を聴取し、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する。
- ・第 18 条の 3 家族の介護が必要となった職員への両立支援制度の周知や意向確認、制度に関する早期の情報提供と職場環境の整備を行う。

施行日 令和 7 年 10 月 1 日

□議第 69 号 野洲市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、本市職員の部分休業について、所要の改正を行う。

○第 1 条 野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ・現行の部分休業を「第 1 号部分休業」とし、新たに措置された部分休業を「第 2 号部分休業」とする。

第 1 号部分休業… 1 日につき 2 時間を超えない範囲内

第 2 号部分休業… 1 年につき 10 日を超えない範囲内

- ・第1号部分休業において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。

○第2条 野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

第3条 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ・給与の減額における部分休業の勤務時間の表記を改正

施行日 令和7年10月1日

□議第70号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例

野洲市こどもの家について、その名称及び位置を支援単位（クラス）ごとに定めていたものを、施設ごとに定めることとするよう、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

5 その他 4件

□議第71号 和解について

野洲市妙光寺地先の砂川廃川敷跡の不法占有に係る建物の収去、土地の明渡し等について係争中であつたが、大津地方裁判所から令和7年6月13日付けで和解勧告が示されたことから、次のとおり和解することにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

①訴訟事件名

大津地方裁判所

令和3年（ワ）第504号 建物収去土地明渡し等請求事件

②当事者

原告 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市

代表者 野洲市長 櫻本 直樹

被告 滋賀県大津市柳が崎5番25号

株式会社ピーエスジェー 代表者代表取締役 河本 泰秀

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

滋賀県草津市草津三丁目 14 番 45 号

三王ホーム株式会社 代表者代表取締役 藤田 修治

③事件の概要

国有財産特別措置法に基づき平成 17 年 3 月 31 日に野洲市が国から「道路」として財産譲与を受けた砂川廃川敷地内において、現国道 8 号と国道 8 号野洲栗東バイパスを結ぶ道路（（仮称）砂川線）整備を計画していたところ、砂川廃川敷地内には約 60 年前から使用されている建築物が現存し、（仮称）砂川線の整備に支障となっていた。

そのため、当該建築物の所有者等に対して、建物の収去及び土地の明渡しを請求し、係争中であったが、このたび、令和 7 年 6 月 13 日付けで、大津地方裁判所から当該請求事件について、和解勧告が示されたので、これに従い和解をしようとするものである。

□議第 72 号 令和 6 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金 146,723,249 円のうち、建設改良費に使用した 21,346,899 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 73 号 令和 6 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金 447,662,629 円のうち、企業債償還のため使用した 200,000,000 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 74 号 令和 6 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度野洲市病院事業会計未処分利益剰余金 165,042,379 円に、一般会計等への資産の所管換により生じた特別損失分に対応するため、建設改良積立金から 138,852,000 円を繰り入れるとともに、企業債償還のために使用した 156,672,369 円及び建設改良のために使用した 90,791,325 円の計 247,463,694 円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。